

尿検査の結果

2学期の検査で異常のあった人には経過観察や受診勧告のお知らせを個別に配付します。

2次検査の結果「異常なし」となった人及び1次・2次とも「未提出」だった人には、第三者面談時にお知らせを配付予定です。

※ 学校の健康診断は法律で定められており「疾病を早期に発見する」ことに役立っていますので、きちんと受けましょう。

受診後は「受診報告書」を学校へ提出してください。

おうちの方へ

◆インフルエンザの出席停止について

インフルエンザに罹患した場合は、学校保健安全法に基づき出席停止の措置をとります。

医師の診断を受けたら、学校へご連絡ください。

出席停止の期間は右の図のとおり「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日が経過するまで」です。

発症日が0日で翌日から5日間、そして解熱した翌日から2日間は休養期間です。

お間違えのないようお願ひいたします。

※ 冬休みを挟みますが2学期の終業式まで・3学期の始業式以降も出席停止期間である場合は「罹患状況報告書」の提出が必要です。

3学期の最初の登校日に必ず提出してください。



令和7年12月2日 長岡京市立長岡第三中学校 保健室

寒さも本格的になり全国的にインフルエンザが大流行しています。乙訓の小中学校でも毎週たくさんのクラスが学級閉鎖をしている状況です。本校は10月末～11月上旬にインフルエンザA型の罹患者が多くいたので、現在インフルエンザでの欠席は数名です。多くの人が抗体を持っていますが、まだ罹患していない人たちは、今後も『人込みを避ける』『うがい・手洗い』で予防しましょう。体調が悪い人は、無理をせず早めの休養が大切です。

12/3(水)・4(木) 色覚検査(1年希望者)を実施します

病院受診したケガについて

休日の部活動や登下校を含む学校管理下でのケガで病院受診をした場合は、保険(スポーツ振興センター)の手続きを行います。

手続きの流れ

- ① 本人が保健室に行き、ケガの報告をする。
- ② 保健室から保険に必要な書類をもらう。
- ③ 病院の受付に「医療等の状況」を出して、記入をお願いする。(病院ごとに月1枚)
- ④ 家庭で「口座振込依頼書」に記入し、翌月以降に「医療等の状況」と一緒に学校へ提出する。

◆必要書類が揃えば、学校で手続きを行います。

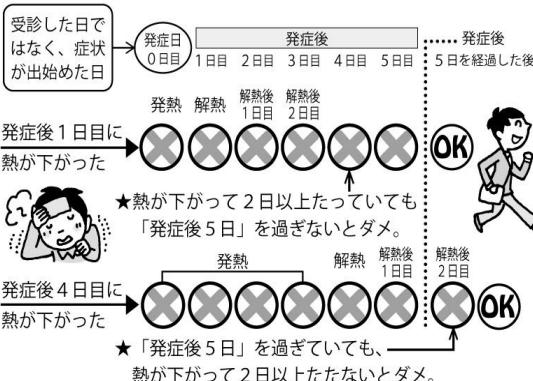
早わかり

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律[※]で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●



※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(平成24年文部科学省令第11号)

早退の連絡について

発熱やコロナ・インフルエンザが疑われる症状がある場合は、早退の連絡をさせていただきます。

緊急連絡先に変更のある場合は
担任へお知らせください。

高熱やコロナ・インフルエンザが疑われる生徒を長時間学校で休養させることは本人の負担と感染拡大の面からできません。ご理解の上、留守家庭は鍵の所持または早急に迎えに来ていただきますよう、ご協力よろしくお願いします。

